

# 工事概要書

1. 工事件名 量子科学技術研究開発機構（千葉地区）重粒子治療推進棟 空調設備改修工事
2. 工事場所 千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号  
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 千葉地区 重粒子治療推進棟
3. 工事目的 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構千葉地区（以下「当機構」という。）に立地する重粒子治療推進棟は、サーバー室を有する研究・実験施設である他、大会議室や食堂・厨房を有する施設であるが、同サーバー室の空調設備の老朽化が著しく、安定的な運用継続が困難となっている。今後も実験・研究施設として安定的な運用を継続していく必要があり、早急な老朽化対策が必要であることから、空調設備の改修工事を行うものである。
4. 完成期限 令和9年3月31日（水）
5. 工事内容  
別冊現場説明書、特記仕様書、及び設計図面による。  
本工事では当機構構内において、重粒子治療推進棟の空調設備等の改修工事を行うものである。また、本工事に当たっては、重粒子治療推進棟を研究・実験施設として運用を続けながらの施工（研究、業務中に施工）となるとともに、当機構内で実施される別契約各工事と同時期の施工となる。受注者は、監督職員、施設使用者、施設管理者、及び当機構内で実施される別契約各工事関係者との連絡・調整を極めて密に行い、協力のうえ、所定の工期内に工事を完成させること。
6. 施工上の注意事項
  - ・ 工事進捗に際し、綿密な計画による工程を組み、工事材料、労務安全対策等の諸般の準備を行い、工事の安全、かつ、迅速な進捗を図ること。また、施工に際しては既設建築物等の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずること。
  - ・ 本工事は、工事着手に先立って事前に十分な現場調査を行い、監督職員へ報告すること。
  - ・ 近隣住民から問い合わせ等があった場合には、誠実に対応し、その結果を直ちに監督職員に報告すること。
  - ・ 工事に伴い発生する騒音、振動、粉塵などについて 重粒子治療推進棟は近隣住宅までの距離が非常に近いことから、平日の午後9時以前、及び午後5時以降に加え、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）（以下「休日」と書く。）の終日は十分に注意すること。特に休日の午前10時以前、及び午後5時以降は近隣住宅からのクレームがないよう注意すること。
  - ・ 本工事において、工事範囲に隣接する各建屋への歩行者の通行・出入り、及び当機構内の歩行者・車両の通行に支障をきたさないよう注意すると共に、必要に応じて通路を確保するなど安全に十分留意すること。
  - ・ 当機構の一般への開放日（以下「一般公開」という。）が令和8年11月29日日曜日に行われる計画があり、一般公開が実施された場合には、本工事により一般公開に支障の出ないように十分に配慮すると共に、子供を始めとした同来場者に危険のないよう、安全対策を十分に行うこと。また、一般公開開催日は原則として休休日とする。
  - ・ 本工事における交通規制を行う際、少なくとも2週間以上前に監督職員と協議の上、当機構内への周知・調整に使用する資料作成を行い、同資料は、交通規制場所毎に規制日時のわかるものとする。また、当機構内で実施される別契約各工事によって実施される交通規制を十分考慮し、当機構内外と出入り・通行ができなくなる建物・施設がないよう十分配慮し、交通規制を実施すること。なお、当機構内で実施する交通規制は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）のみとする。なお、交通規制を行う際は、必ず迂回路を設定し、当機構内で孤立する箇所のないこと。
  - ・ 入構の際は守衛所で所定の手続きを行うこと。
  - ・ 火気の使用については、予め監督職員に申し出て、当機構内手続きを受けること。
  - ・ 本工事に起因し、建物、設備、配管・配線類、及びその他を破損した場合は、受注者負担により速やかに原状回復すること。

- 本工事に伴い発生する発注者、関係官公庁等への提出・申請書類作成業務及びこれらに係る費用（申請・検査費用含む。）は全て受注者負担とする。また、発注者が行う申請手続きを代行して行うものとする。
- 現場の納まり、取合い等に伴う軽微な変更、設計図等に記載の無いものであっても軽微なものは、監督職員と協議し誠実に施工すること。
- 本工事に当たっては、重粒子治療推進棟は研究・実験施設である他、大会議室や食堂・厨房を有する施設であるため、同施設における空調設備の停止の他、停電についても、連続24時間以内、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）のみ停止可能とし、停止後、再度停止まで5日間空けること。なお、上記は原則として切り替え時のみ停止できるものとし、可能な限り停止時間・期間を短くすること。詳細は監督職員と協議するものとする。
- 重粒子治療推進棟2階の大会議室、及び控室においては、研修、会議、及び学会他が実施される場合があるため、工事実施可否の詳細は監督職員と協議するものとする。
- 重粒子治療推進棟1階の厨房、及び食堂は、平日のみ毎日営業しており影響の出ないようにすると。また、同営業に影響の出る工事は、監督職員と日程を協議の上、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）のみ実施し、詳細は監督職員と協議するものとする。
- 上記の他、重粒子治療推進棟における、建物利用者、及び研究・実験施設への影響が大きな工事（騒音、振動、及び粉塵他）についても上記と同様とし、詳細は監督職員と協議するものとする。
- クレーン作業は、少なくとも2週間以上前に監督職員と日程を協議の上、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）のみ実施し、詳細は監督職員と協議するものとする。
- 工事で発生する廃棄物は、法令等に基づいた適正な処理を行うと共に、産業廃棄物管理票の写し等を提出すること。
- 受変電設備法定点検に伴う総合試験により、令和9年2月27日（土）に全館終日停電するものとする。
- その他疑義が生じた場合は、監督職員と協議のこと。

要求部課名 安全管理部建設工務課  
監督職員 田口 仁志